

## 千葉市介護保険高額介護サービス費等貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護認定等を受けた被保険者の居宅サービス等の利用を確保するため、高額介護サービス費等の支給対象となる介護又は介護予防のための費用に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「要介護認定等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定をいう。

2 この要綱において、「居宅サービス等」とは、法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第23項に規定する施設サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス及び法第45条第1項に規定する住宅改修をいう。

3 この要綱において、「高額介護サービス費等」とは、法第51条第1項に規定する高額介護サービス費及び法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費をいう。

(貸付けを受けることができる者)

第3条 貸付けを受けることができる者は、高額介護サービス費等の支給を受けられることができる被保険者であって、居宅サービス等に要する費用が高額なためその支払いに充てる資金が緊急に必要であると区長が認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、貸付けを受けることができない。

(1) 貸付けを申請する日において、既に到来した納期限に係る保険料に未納額がある者

(2) 被保険者証に法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載がなされている者

(3) 過去に貸付けを受けた者であって、その対象とされた居宅サービス等について支払いを完了していない者

(貸付金の額)

第4条 貸付金の額は、高額介護サービス費等の支給見込額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める場合は、貸付金の額を減額することができる。

(貸付けの申請)

第5条 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高額介護サービス費等貸付申請書（様式第1号）に高額介護サービス費等の受領に関する委任状を添付して区長に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、貸付けの可否及び貸付金の額を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第7条 前条の規定により貸付けの承認を受けた者（以下「借受人」という。）は、高額介護サービス費等借用証書（様式第2号。以下「借用証書」という。）を区長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 区長は、借用証書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(利息)

第9条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付金の償還)

第10条 区長は、第5条の委任状に基づき、高額介護サービス費等を受領したときは、これを貸付金の償還に充てるものとし、当該受領額が貸付金の額に満たないときは、借受人は、区長が定める期限までに不足額を納付しなければならない。

2 借受人は、前項の期限までに不足額を納付しないときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該不足額に千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定により計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(借用証書の返却)

第11条 区長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、借用証書を当該借受人に返却するものとする。

(貸付金の返還)

第12条 区長は、借受人が偽りその他不正の方法により貸付けを受けたときは、貸付けの承認を取り消し、貸付金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 区長は、前項の規定により貸付金を返還させるときは、高額介護サービス費等貸付金返還通知書（様式第3号）により、当該借受人に通知するものとする。

3 借受人は、第1項の規定により貸付金を返還するとき、第9条の規定にかかわらず、貸付金を交付された日の翌日から貸付金を返還する日までの日数に応じ、当該返還金額に千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定により計算した額に相当する不正行為等による貸付に係る利子を納付しなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第13条 借受人は、氏名又は住所を変更したときは、高額介護サービス費等借受人異動届（様式第4号。以下「借受人異動届」という。）により、速やかに区長に届け出なければならない。

2 借受人が死亡したときは、相続人は、借受人異動届により、速やかに区長に届け出なければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

年 月 日

高額介護サービス費等貸付申請書

(あて先)  
千葉市 区長

申請者  
被保険者番号  
住所  
氏名  印  
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  @

受任者が申請する場合の受任者  
住所又は所在地  
氏名又は名称  印  
受任者が法人である場合は代表者の氏名  
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス  @

千葉市介護保険高額介護サービス費等貸付要綱第5条の規定に基づく資金の貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 貸付の申請をする介護給付

年 月分 高額介護サービス等費

2 貸付の申請をする金額


円


様式第2号

年 月 日

高額介護サービス費等貸付金借用証書

(あて先)  
千葉市 区長

申請者  
被保険者番号  
住所  
氏名   
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス @

受任者が現金を受領した場合の受任者  
住所又は所在地  
氏名又は名称   
受任者が法人である場合は代表者の氏名  
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス @

千葉市介護保険高額介護サービス費等貸付要綱の規定に基づき、

年 月分 高額介護サービス等費

についての高額介護サービス費等貸付金として 円を借用しました。

様式第3号

年 月 日

高額介護サービス費等貸付金返還通知書

申請者

被保険者番号

住所

氏名 様

千葉市 区長



年 月 日付けで貸付けた高額介護サービス費等貸付金の返還については、次のとおりですので、別紙納入通知書により納付期限までに納入してください。

なお、指定納付期限までに納入しない場合は、納付期限の翌日から納入の日までの期間について、当該返還を要する金額に千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定により計算した額を延滞金として別途徴収することとなります。

貸付金額	
返還済額	
未返還額	
不正行為等により貸付けを受けたための利子	
返還の理由	
納付期限	
備考	

様式第4号

年 月 日

高額介護サービス費等借受人異動届

(あて先)  
千葉市 区長

届出者  
住所  
氏名   
連絡先電話番号  
連絡先電子メールアドレス @

高額介護サービス等費借受人に下記の通り異動が生じたので、届け出ます。

整理番号					
被保険者番号					
変更 の 場 合	借受人の氏名	変更前		変更後	
	借受人の住所	変更前		変更後	
	変更年月日				
死 亡 の 場 合	借受人(死亡者)氏名				
	代表相続人の住所氏名				
	死亡年月日				